

名古屋港管理組合公報

平成23年 4 月28日

(木曜日)

第 476 号

目 次

○港湾施設の廃止	1
○港湾施設の変更再開	2
公 告	
○情報公開制度の運用状況	3
○個人情報保護制度の運用状況	4
○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況	5

告 示

名古屋港管理組合告示第18号

次の港湾施設は、平成23年 5 月 1 日から廃止する。

平成23年 4 月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭西部D 荷さばき地 (金城西D)	1 ^級	輸出車輛	76号岸壁背後	<small>平方メートル</small> 1,277	図による
金城ふ頭西部E 荷さばき地 (金城西E)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	1,332	図による
金城ふ頭西部F 荷さばき地 (金城西F)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	829	図による
金城ふ頭西部V 荷さばき地 (金城西V)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,013	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第19号

次の港湾施設は平成23年5月1日から次のとおり変更し、平成21年6月名古屋港管理組合告示第19号で使用停止した港湾施設を再開する。

平成23年4月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積 <small>平方メートル</small>	区画
金城ふ頭西部A荷さばき地 (金城西A)	1	輸出車輛	76号岸壁隣接	4,272	図による
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1	輸出車輛	76号岸壁背後	4,541	図による

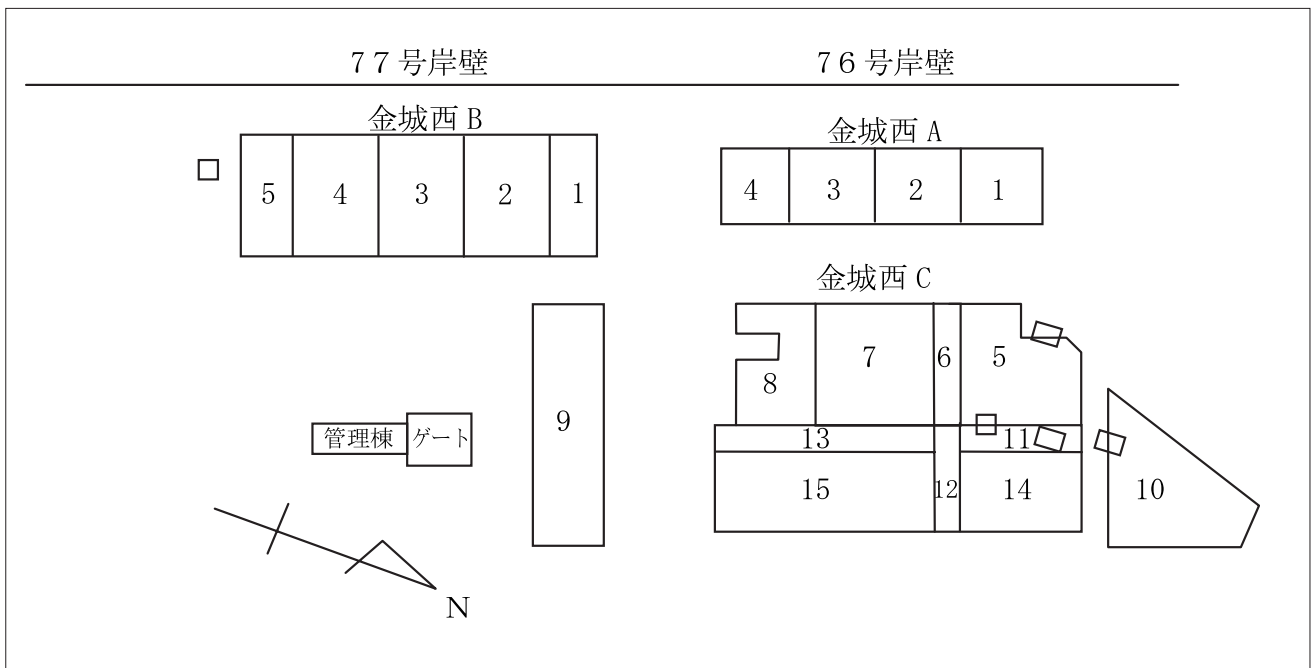
(図は省略)

変更後

用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位置	面積 <small>平方メートル</small>	区画
金城ふ頭西部A荷さばき地 (金城西A)	1	輸出車輛	76号岸壁隣接	7,799	図による
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1	輸出車輛	76号岸壁隣接	29,654	図による

図(金城ふ頭西部A、B、C荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城西Aの区画の面積は、1は2,124平方メートル、2・3は各2,054平方メートル、4は1,567平方メートルである。
- 3 金城西Cの区画の面積は、5は2,942平方メートル、6は748平方メートル、7は2,361平方メートル、8は1,977平方メートル、9は5,811平方メートル、10は3,946平方メートル、11は1,511平方メートル、12は900平方メートル、13は2,770平方メートル、14は2,493平方メートル、15は4,195平方メートルである。

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成23年4月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求件数	決定内容			申出件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	3 ^件	2 ^件	3※ ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	3	0	0	0	0	0

※うち2件は、前年度開示請求分

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

不服申立て件数	処理件数の内訳	
	棄却	一部認容
2 ^件	1 ^件	1 ^件

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合個人情報保護条例（平成18年名古屋港管理組合条例第4号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

平成23年4月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関	登録件数
管理者	146 <small>件</small>
監査委員	10
合計	156

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	3 <small>件</small>	3 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	3	3	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第14条第1項ただし書の規定に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開の開示の実施状況を次のように公表する。

平成23年4月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

出 資 法 人 等	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
(財)名古屋みなと振興財団	0	0	0	0	0
(財)名古屋港埠頭公社	0	0	0	0	0
(財)名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港鉄鋼埠頭(株)	0	0	0	0	0
名古屋コンテナ埠頭(株)	0	0	0	0	0

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成13年名古屋港管理組合告示第29号及び平成14年名古屋港管理組合告示第3号で指定し、平成16年名古屋港管理組合告示第11号及び第12号で改正したものをいう。

(2) 指定管理者

指 定 管 理 者	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
(株)日誠	0	0	0	0	0
ホームックス(株)	0	0	0	0	0
名管本庁舎PFI(株)	0	0	0	0	0
(株)知多青友海	0	0	0	0	0

2 異議の申出の状況

なし

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

